

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

浜の担い手漁船リース緊急事業

(主に沿岸漁業)

浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、浜の担い手の所得向上に係る取組に必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入を支援。

中核的漁業者

「浜の活力再生広域プラン」を策定する広域水産業再生委員会により認定された漁業者

取組に必要な漁船の導入(リース)



事業実施主体(漁業者団体等)

- ・新船又は中古船の取得
- ・中古漁船の改修 等

審査

取得価格等適正審査委員会

漁船の取得価格、改修箇所及び改修費用の妥当性の審査並びに低コスト化のための指導を実施

審査

設置

基金管理団体

基金造成

国

助成

助成

助成率: 1/2以内
助成上限: 1件当たり4億円

漁船漁業構造改革緊急事業

(主に沖合・遠洋漁業)

漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、新たな操業・生産体制に係る取組に必要な中古漁船又は新造漁船の円滑な導入を支援。

中核的漁業者

「漁船漁業構造改革広域プラン」を策定する広域漁船漁業構造改革委員会により認定された漁業者

取組に必要な漁船の導入(リース)



事業実施主体(漁業者団体等)

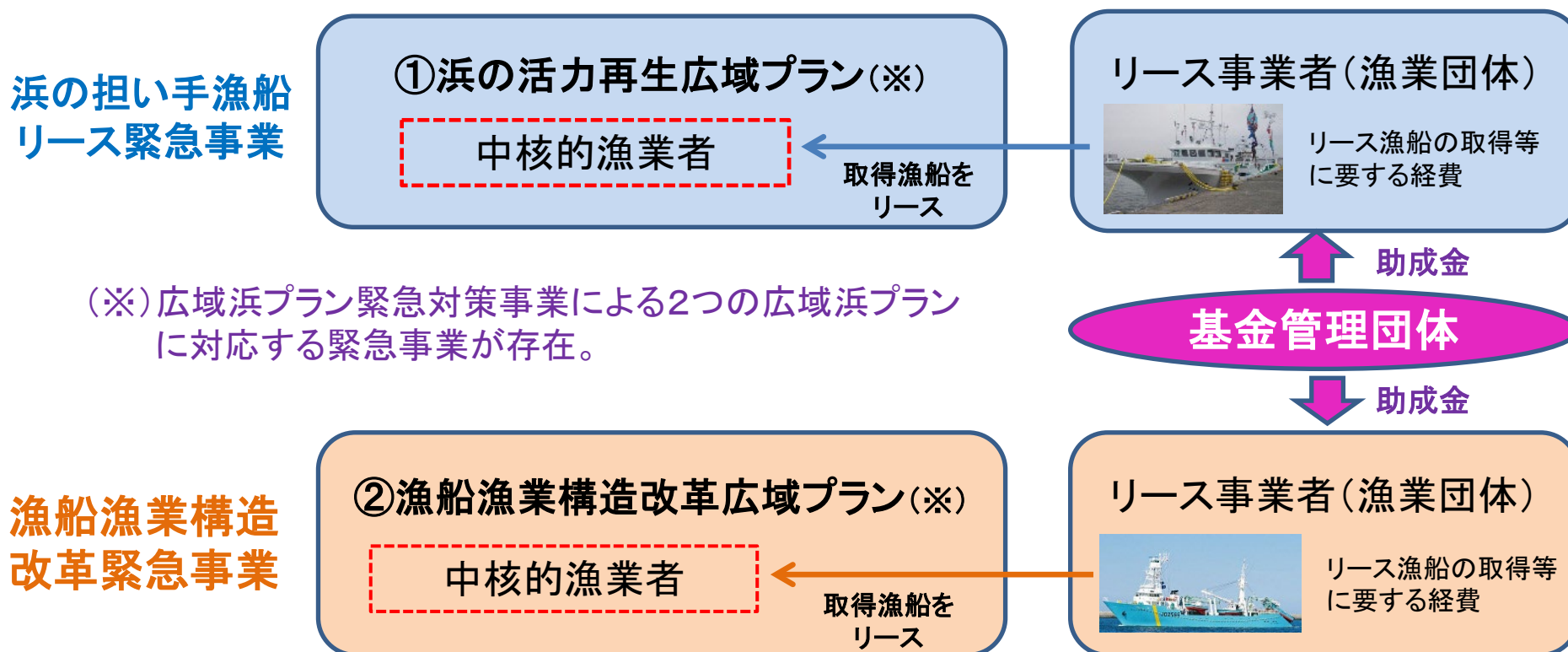
- ・新船又は中古船の取得
- ・中古漁船の改修 等

審査

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(1) 事業概要

中核的漁業者の収益向上に必要な漁船(中古または新船)をリース事業者(漁業団体)が取得し、当該漁業者にリースする取組を支援(リース漁船の取得費等を助成)。



(2) 漁船の借受者(中核的漁業者)

【要件】

広域浜プラン(①浜の活力再生広域プランまたは②漁船漁業構造改革広域プラン)において、以下の要件を満たす「中核的漁業者」として位置付けられた漁業者

1. 個人経営体においては、**原則55才未満の者**(ただし、45才未満の後継者が確保されている場合はこの限りではない)。
2. 法人経営体においては、原則として、**償却前利益が確保**されていること。

【取組目標】

1. 5年以内に、**漁業所得(個人経営の場合)または償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上**させること。新規就業者にあつては、原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上させること。
2. 自力で**次期代船の取得が可能となる利益の留保**を実現すること。

中核的漁業者は、上記の取組の具体的な内容をリース事業者に提出し、リース事業者がこれに基づき事業実施計画書を作成して基金管理団体に承認申請。

(3)リース対象漁船

1. 原則として、中古漁船とする。
2. ただし、十分な努力を払ったにも関わらず、必要とする規模・仕様の漁船が調達できない場合、中古船の取得・改修費が新船建造費を上回る場合は新造船も可。

取得価格等適正審査委員会

漁船の取得価格の妥当性を審査する委員会(基金管理団体が設置)。リース対象漁船は委員会の審査を受ける必要がある。また、リース事業者の求めに応じ、取得費低減に資する共通船型等の提案も可。

(4)助成内容(補助率)

1. 漁船の取得費・改修費: 1/2以内(1件当たり4億円が助成の上限)
2. 漁船のマッチング等に係る経費(人件費、旅費、役務、消耗品等): 定額

(5)リース事業者

漁協、漁連、中小企業協同組合、財団法人、社団法人、公社、水産庁長官が適当と認める者

(6) 漁船取得・改修費の助成対象範囲

動力漁船の場合

①船体関係

船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）

②機関関係

主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）

③設備関係

発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備（※ただし、漁具等の消耗品は除く）

④その他

中古船の運搬費等

(7) 漁船リース契約

①リース期間

原則として、法定耐用年数(※1)以上とし、漁船取得の融資償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間。

(※1)例えば、20トン未満のFRP漁船の場合は5年

②リース期間終了後の漁船の取扱い

リース事業者と借受者が協議し、リース期間終了時の漁船の取扱いを契約に定めておくこと。

③途中解約の禁止

借受者は、原則として、リース期間中の契約の解約はできない(ただし、やむを得ず解約する場合の取扱いは、両者が協議して契約に定めておく)。

④リース漁船の維持管理等

借受者は善良なる管理者の注意をもって漁船を維持管理。漁船の維持管理等の必要経費は借受者が負担。漁船を事業目的に反して使用し、転貸し、担保に供し、または譲渡してはならない。

⑤リース料の基準

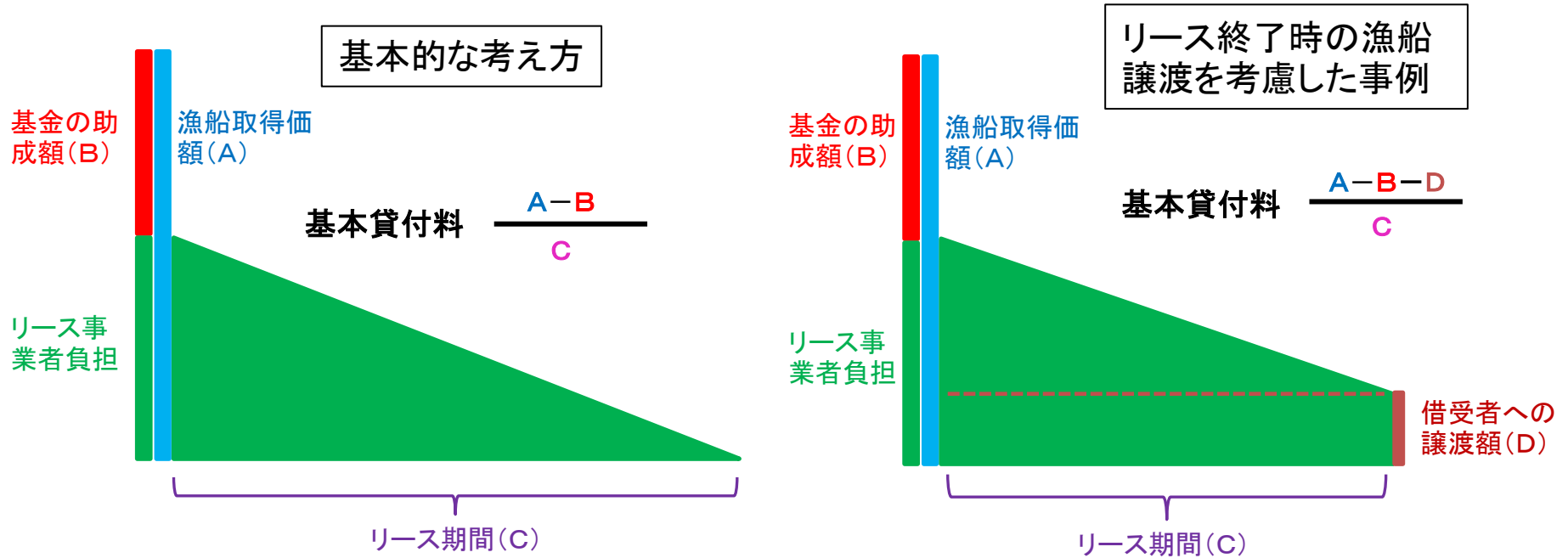
リース料は、基本貸付料(※2)、附加貸付料等(※3)、消費税等の合計額を基本として構成。リース事業者は、可能な限り、低廉なリース料の設定を行うよう努力。

(※2)漁船の取得価額から助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額。

リース期間終了時の漁船の取扱い(譲渡金額等の条件)を考慮して調整可能。

(※3)リース事業者の事務手数料の他、必要と認められる費用として基本貸付料とは別に定める額。

基本貸付料のイメージ(参考)



(8) 事業実施報告、改善計画

- ◆ リース事業者は、リース契約の翌年以降の借受者の年間の漁業所得または償却前利益の状況を基金管理団体に毎年報告(この報告書は基金管理団体から広域委員会にも提出され、評価を受ける)。
- ◆ 成果目標が未達の場合、広域委員会に設置した事業評価委員会が原因を分析するとともに、改善策をリース事業者に提言。リース事業者は借受者と協議して改善計画を作成し、広域委員会の承認を得て基金管理団体に提出。水産庁、都道府県はリース事業者及び借受者に必要な指導及び助言を実施。

(9) 事業の手続きフロー

① 広域浜プラン(広域浜プラン緊急対策事業)による漁船の借受者(中核的漁業者)の認定



② 中核的漁業者の取組内容の提出

